

2022年3月1日

## 吸収分割に関する事後開示事項

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号  
株式会社シーズメン  
代表取締役社長 三河 宏彰

東京都目黒区中目黒一丁目1番71号  
株式会社スピックインターナショナル  
代表取締役社長 山田 洋輔

株式会社スピックインターナショナル（以下「分割会社」といいます。）と株式会社シーズメン（以下「承継会社」といいます。）は、2022年1月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、同年3月1日を効力発生日として、分割会社が運営する、商品調達業務以外の全事業に関して有する権利義務を、分割会社の100%親会社である承継会社に会社分割（吸収分割）（以下「本件吸収分割」といいます。）により、承継させました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日  
2022年3月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2（吸収分割差止請求）の規定による手続の経過について  
会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。
  - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について  
本件吸収分割は、会社法第784条第1項に定める略式分割に該当するため、会社法第785条第2項第2号及び第3項の規定により、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について  
本件吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

本件吸収分割契約に基づく債務の承継方法は重畳的債務引受であるため、分割会社に対して異議を述べることのできる債権者は存在しませんでしたので、分割会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 (吸収分割差止請求) の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の要件を満たすため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権は発生しません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の要件を満たすため、同法第 797 条第 1 項ただし書により、承継会社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求をすることはできないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 31 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継資産額 (概算)	1,196 百万円
承継負債額 (概算)	228 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 3 月 14 日 (予定)

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上